

ご 連 絡

平成29年11月21日

宗像充代理人
弁護士 古賀礼子 先生

●●●●●●●●●●代理人
弁護士 石川 英夫
同
弁護士 石川 さやか

冠省 貴職の平成29年11月4日付け御連絡に対し、下記のとおり回答します。従前は、親子関係に配慮して、婉曲な記述をしたこともありますが、今回は、そのような配慮よりも、宗像氏及び貴職に理解して頂くことを優先して記述します。そして、下記事項についての連絡は、本書をもって最後とさせていただきます。悪しからず、ご了承ください。

記

第1 参観日の欠席

●●●●●●さんが授業参観日を欠席した理由は、宗像氏が参観する授業や昼食の時間を厭うてのことです。●●●●●●さんは、宗像氏が授業参観に来ないと確信できない限り、今後も授業参観を休む可能性があります。

なお、千葉家庭裁判所平成28年(家)第700号親権者変更申立事件、平成28年(家)第701号面会交流申立事件の審判書10頁(6)を再度お読みください。

第2 ●●●●●●さんの怪我

●●●●●●さんの怪我の詳細については、●●●●●●さんがそれを宗像氏に説明することを拒んでいます。それは、●●●●●●さんが、経験に基づき、それを宗像氏に話せば、宗像氏が第三者に迷惑になるような言動すると、怖れているからです。このような文書のやり取りも、●●●●●●さんには精神的負担になっています。親子であっても、子どもが話したくないことを執拗に聞き出そうとする態度は、子どもの心情を傷つけることになりません。

第3 冬休みの面会交流

審判で決まったこと以上に面会交流の機会をもつことは、お断りします。●●●●●●さんが望まないことを親同士で決めて●●●●●●さんにそれに従わせようとするのは、もはや無理であるまでに●●●●●●さんは成長しています。●●●●●●さんの態度は、宗像氏との面会交流を通じて●●●●●●さんの内心に形成された心情の現れであることを、ご理解ください。

以上